

児童扶養手当を受給していない ひとり親世帯のみなさんへ

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みでしょうか。該当すると思われる人は、**12月28日(月)までに申請または市にお問い合わせをお願いします。**

※一定の収入制限があります。

対象＝平成14年4月2日に以降に生まれた児童(一定以上の障害ある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親世帯の人で、①公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人 または②新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、直近の収入が減少した人

※児童扶養手当を受給されている人(令和2年6月分受給者)につきましては、8月20日に振込済です。(基本給付)

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書について

国民年金保険料控除証明書はすでに送付されていますが、お手元に届いていますか。

ただし、本年10月1日から12月31日までに今年初めて納付した人の控除証明書は来年2月初旬に送付予定です。早急に必要の場合は、下記まで依頼してください。

また、13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除(複数年分に分けて申告する場合)

※詳細は下記までお問い合わせください。

問合せ＝ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)、奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)
(保険年金課)

宝くじの助成金で 自治会の備品を整備しました

新町東自治会では、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施している「コミュニティ助成事業」を活用し、テント等の備品を整備しました。



自治会のお祭りやイベントで使用し今後のコミュニティ活動の活性化が期待されます。

問合せ＝総務課 自治振興係(内線252)

令和2年中に家屋を新築・増改築・ 取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

◆新築・増改築をしたとき

令和2年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和3年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、届け出が必要となります。

◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門(☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284)

水漏れしていませんか ～水道メーターを点検しましょう～

大切な資源である水や水道料金を無駄にしないために、定期的に水道メーターを点検しましょう。

漏水の確認の仕方＝

- ①家庭内の蛇口をすべて閉めます。
- ②水道メーターのフタを開けてパイロット(銀色の円盤)を見てください。

パイロットが回って

いれば、漏水しているかもしれません。修理は、指定工事店に見積の上、依頼してください。

問合せ＝業務課(☎53-3661)

